

2019.10.25  
第78号

# 家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行  
公益社団法人 家庭問題情報センター  
PHONE / 03-3971-3741



## 《目次》

令和家族考78《当事者支援のこれから—離婚における子の利益の実現を求めて》1—3頁

アラカルト《たくましく生きる子どもたち—FPICの未成年者支援》4—5頁

海外トピックス《監督付面会交流及び受渡しサービスの長期的な利用の分析—カナダ・オンタリオ州における研究》6—7頁

### ◆令和家族考 78

## FPIC創設25周年記念シンポジウム

# 当事者支援のこれから

## —離婚における子の利益の実現を求めて—

平成31年3月16日、サンシャインシティ会議室で、FPIC創設25周年記念シンポジウム「当事者支援のこれから—離婚における子の利益の実現を求めて—」を開催しました。参加者は120名で、会場に入りきれない参加者の皆様に椅子を追加するほどの盛況でした。当日の、各シンポジストによる密度の濃いご報告と誰もが納得した片山登志子弁護士の総括コメントの概要をご紹介します。ただ、紙面の関係で意見交換ほかのご発言を大幅に圧縮させていただきましたことを心からお詫び申し上げます。(発言順・敬称略)

### 安倍嘉人 (FPIC 理事長)

本日はFPIC 開設25周年を記念して、長年FPICを支えていただいた当事者支援団体や行政、弁護士等からシンポジストをお招きした。離婚における子の利益の実現のための当事者支援のあり方について、幅広い視点からの意見交換を期待したい。

### 赤石千衣子 (NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長)

私たちはシングルマザー親子の支援団体で会員は約2000人。「ママが元気になれば子供たちも幸せになる」というビジョンの下に、まず、ママを勇気づけ、社会で活躍できるように就労支援、相談、同行支援などを実施してきた。フードバンクと連携した食の

支援や、小中高・大学等の進学に対して教育費の支援なども行うようになったが、教育費の支援をしている会員の9割が養育費を受け取っておらず、低所得化の一因となっている。面会交流については父親の思い込みとのギャップに悩んでいる母親が多い。2011年民法改正以降家裁が面会交流を進める方針を強めた結果、DV特にモラハラ被害が過小評価されるようになり、面会交流を続けることが苦しいという話をよく聞く。一方、面会も求めないし養育費も払わないという父親も多く、母親が養育費の増額を求めても、再婚した父親が減額を求めるなどの掛け違いも目立つ。養育費の不払いを全体で見ると相当な金額の債務が放置されていることになる。これが教育費に回れば子どもの貧困の解決につながる

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



る数字だ。また、別居から離婚に至る間の経済的な支援の緊急性が高い。離婚が成立しなければひとり親家庭と認定されず、児童扶養手当などの手当も出ない。住宅、保育園、仕事、メンタル等多重的な困難に直面しており多面的な支援が必要である。シングルマザーは非正規雇用が増え、暮らしが不安定になっている。養育費や面会交流を含めて、ニーズを把握しつつ質の高いアクセスしやすい支援が必要である。

### 新川てるえ (NPO 法人 M-STEP 理事長)

日本のステップファミリーの現状について紹介したい。ステップファミリーとは、1組の男女が共に暮らしていて、どちらか一方に前の結婚や恋愛で設けた子どもがいる家族のこと。パッチワークファミリーと呼ばれることもあり、多くの難しい問題を抱えている。M-STEP は、カウンセリング、交流会、面会交流支援等を行っている。当事者のアンケート結果によれば、再婚直後から生活習慣の違いや子どもの教育問題などストレスが多く、養育費がもらえなくなる、面会交流が中断すること、虐待が起きることなど、子育てに関して多様な支援を求めている。パートナーの子どもの養育に責任を持つということについての知識や情報がないこと、ステップファミリーであることをカミングアウトするかどうかという悩みもある。面会交流「おやこリンクサービス」を行っているが子連れ再婚家族からの依頼や相談が多く、再婚したことをいつどのように子どもに伝えるのか、再婚後に生まれた子どもと連れ子や前婚の子との人間関係など難しい課題に直面している。

### 山崎朋亮 (養育費相談支援センター長)

厚労省の委託事業として養育費と面会交流に関する相談事業を行っている。離婚前の相談(相談全体の35%)で多いのは①養育費の金額、②養育費の取決め、③面会交流である。養育費と面会交流が話合いの駆引き材料になっているケースもある。取決率の拡大のためには、離婚前に夫婦双方が「親ガイダンス」を受け、離婚後の子の養育環境について考える機会を持つという制度が望まれる。親ガイダンスは離婚についてのオリエンテーションと、紛争性を測るスクリーニングの機能を持ち、紛争が激化する前に夫婦の視点を親子の視点へと転換する意義があり、実施の中心は自治体ということになる。

離婚後の相談(57%)では、今からでも請求できるかといった相談のほか、取り決めた養育費の不履

行に関するものが多く、強制執行の実効性が低いという現実が取決めの意欲を減退させている。子ども本人からの相談もあり、別居親に過去の養育費を請求したいというもののほか、同居親に対しても不満を訴えるものもある。また、再婚に伴う紛争も増えている。全体として、離婚を急ぐ余り、紛争の駆引き材料として養育費や面会交流を取り決めたり、具体的なイメージがないまま面会交流を取り決めた結果、継続できずに困っているというケースが多い。離婚前の具体的なアドバイスと、離婚後の継続的な相談、支援の態勢づくり、制度化が重要である。

### 山口美智子 (FPIC 東京相談室面会交流援助部長)

FPIC は現在全国11の相談室全てで面会交流支援を実施している。父母が自分たちで面会交流ができるようになることを目標として、1年毎の契約とし、おおむね小学生まで援助している。父母間に根深い葛藤があり、援助期間中のトラブルや中断も少なくないが、面会交流に前向きな父母は増えている。近年父母間にDVの主張があったり、長期間紛争が続いていたり、子どもの拒否があるなど以前なら合意できそうになかったケースが目立つ。DVについては過去を問題にしないで未来志向で対応しており、子どもが喜ぶ面会ができるようになるまでDVにまつわるお互いの非難や不安が収束することもある。

夫婦間の紛争が長引くと子どもが苦しむ。子どもが親の離婚をどう見ているのかを父母が理解して、子どもを中心として父母の新しい関係を構築できるかどうにかかっている。このため紛争の早い時期に家庭裁判所の調停における調整機能の充実が望まれる。

子どもの拒否にはいろいろな要因がある。別居親が同居親のせいにしすぎると子はますます会いにくくなる。細くても親子の関係の糸だけは紡いでほしい。FPIC 東京相談室は面会交流に特化した相談電話を開設しているほか、平成28年以後月1回、親ガイダンスを実施している。FPICとしてはこれまでの経験則を情報として発信していきたい。また、親子関係の再構築を支える初期支援のシステムが具体化されることを望んでいる。

### 宮平弓子 (東京都福祉保健局少子対策部育成支援課ひとり親福祉担当課長代理)

平成28年度の厚労省の「全国ひとり親世帯等調査」によれば、面会交流の取決めをしているのは全

体の4分の1程度である。DVや離婚で深く傷ついているという相談が目立つ現場からすると、面会交流を実施することが適当でないという層が意外に少ないと感じた。ただ、東京都の調査でも面会交流は一旦開始しても継続することが難しいという数字が出ている。東京都は「東京都ひとり親支援センター」事業において、面会交流支援、養育費相談、離婚前後の法律相談に力を入れている。面会交流支援をFPICに再委託するなど、いずれも専門家を活用しており利用件数も増えている。また、平成31年度予算化された厚労省の「離婚前後親支援モデル事業（仮称）」について、東京都として、離婚協議開始前の父母を対象に、離婚が子に与える影響、養育費・面会交流の意義等を理解していただく講座の実施を検討したい。夫婦間の争いがある合意が困難な層から、自分たちで実施できるという層までピラミッド型になっており、葛藤の少ない層を対象として広く学ぶ機会を提供したい。東京都の「ひとり親家庭の自立支援計画」は①相談体制の整備、②就業支援、③子育て支援、生活の場の整備、④経済的支援の4つの柱を中心に総合的な支援を行っている。また、ひとり親家庭の貧困率の改善に向けても子の利益の実現を目指して、更なる展開を図っていきたい。

#### **池田清貴（弁護士・くれたけ法律事務所）**

子どもの手続代理人としての視点を中心に話したい。子どもの手続代理人というのは調停や審判で蚊帳の外に置かれがちな子どもが手続に主体的に参加して意見表明するのを弁護士がサポートする制度である。少し内容を修正して紹介するが、母親が二人きょうだいの子を連れて別居して、兄が父と同居していたところ、兄が父親に反発して不安定になっていったため、父親の代理人から提案があって兄の手続代理人になった事案がある。子どもと会って、両親それぞれに対する複雑な思いを聞いていくうち、兄が自分の意思で母親のもとに移るといった展開になった。子どもの手続代理人としては子どもの意向を代弁していくことが本務だが、子どもの客観的利益を見据えた活動をしていく必要があり、子どもの「伴走」という姿勢が求められる。親が子どもの複雑な気持ちを理解できないこともあるため手続代理人が親子間の調整をすることもある。一方、親の代理人となる場合は、親への支援を介して間接的に子どもの利益を図ることになる。ただし、親の意向を実現していく責務もあり、財産分与や慰謝料で長

期化することもあるが、親の紛争を適切に解決することがその後の子どもの利益を実現することにつながることもあり、紛争の早期解決と子どもの利益の実現との間で悩みながらやっている。

〈意見交換部分は省略させていただきます。〉

#### **片山登志子（総括コメンテーター・弁護士）**

今日のシンポジウムに参加して25年という時間の重みを感じた。全体を通して感じたことは子どもや親に対して求められている多様な支援の輪が広がっていることである。その原動力は、親と離れて暮らさざるを得ない子どもを少しでも明るく豊かに暮らせるようにしてあげたいという思いと、子どもの養育は当事者である両親の努力だけでは解決できない状況があり、社会全体として取り組まなければいけないという思いが広がっていることであろう。当事者支援のこれからを考えるキーワードは、①紛争の早い段階からの支援、②子ども自身への支援、③支援者や支援団体を支えること、④国、地方自治体、民間支援団体の連携強化、である。①については離婚前相談とリンクした親ガイダンスなど予防的支援が必要。親ガイダンスについては受けるタイミング、場所、方法など効果的な実施が求められる。またこのような相談支援が全国どこでも受けられる体制が望まれる。②については早期の経済支援や養育費だけでなく、子どもへ情報を提供し、子どもと一緒に考える姿勢が求められよう。子どもの心のケアに手続代理人がもっと活用されるとよい。③については、今や子どもの養育支援については民間の養育支援団体の活動なくしては成り立たない。支援者のスキルアップや支援団体への財政支援などの制度化が強く望まれる。④については最後の砦である家裁との連携が重要であり、支援団体から家裁に対する情報の提供や相互の意見交換が必要である。最後に、裁判所とも行政ともつながっているFPICが、いろいろな支援の連携の中心に立って、情報の共有や発信をしてほしい。

#### **永田秋夫（FPIC専務理事）**

シンポジストの皆さん、そして総括コメンテーターの片山先生からいただいた貴重なご意見、ご提案を踏まえて、FPICの子どもを中心とした当事者支援をさらに充実したものにしていきたい。本日は予想を超えるご参加をいただき誠にありがとうございました。

## たくましく生きる子どもたち —FPICの未成年者支援

親の死亡などにより親権者が不在になった未成年者を保護し、支えるシステムとして未成年後見制度があります(民法838条以下)。FPICは、この制度による未成年後見人を家庭裁判所から受任し、両親の死亡などにより自立に向けての生活指導や財産管理が必要となった未成年者を支援する仕事をしています。

### 1 未成年後見人とは

未成年後見人(以下「後見人」という。)は未成年者の監護教育の権利・義務があり、未成年者の財産を管理し、その代理行為もできますので、親権者と同一の権利・義務があるといわれています。

両親の死亡などにより親権者がいなくなった未成年者を支援するために、家庭裁判所は、親族などから後見人選任の申立てを受けて、未成年者の生活状況、財産の状況、後見人候補者の経歴など様々な事情を考慮して、誠実にその職務が果たせる人を後見人に選任します。さらに、家庭裁判所はその後見人が適切に職務を行うように指導監督をします。このために、少なくとも1年に1回以上、後見人は自分が行った事務の内容を家庭裁判所に報告しなければなりません。

この後見人制度について、平成23年に民法が改正され(平成24年4月施行)、後見人はそれまで個人に限られていたものを法人もできることになり、また、後見人は1人と限られていたものを複数選任することができるようになりました。

### 2 FPICにおける後見事務の実情

(1)FPICが法人として未成年者の後見ケースを担当するようになったのは、改正民法が施行された平成24年4月以降です。それまでは、家庭裁判所の求めに応じて、後見事務に詳しい会員を候補者に推薦していました。

(2)FPICの受任状況をみますと、平成24年から令和元年4月末までの7年間で計21件です。このうち、現在も後見事務を行っているケースは9件です。

この間に、後見事務を終了したケースは12件あります。終了した理由をみますと、8件が成人に達したことによるもので、全体の67%を占めています。その他は、親族と養子縁組、親権復活、親権者指定、後見人辞任各1件となっています。

受任時の未成年者の年齢をみますと、学齢前が3件、小学生1件、中学生3件、高校生8件、有職・無職者等6件です。学齢前、小学生が少なく、高校生などの年長者が多いことが特徴です。年長者は保護された空間である児童養護施設(以下「養護施設」と

いう。)から離れて、進路選択、職業選択、職場への適応、自分なりの生活基盤の形成など多様な課題にはじめて直面する時期です。未成年者の社会適応を支援してほしいとの福祉関係者の願いが聞こえてくるようです。一方、民法の改正により、2022年4月1日から未成年者の年齢は18歳未満となりますので、この年齢層の支援はどうなるのでしょうか。

(3)申立人別に見ますと、親族による申立てが12件と最も多く、次いで、児童相談所長による申立てが8件、後見人による申立てが2件です。

後見人を必要とする状態からFPICが選任されるまでには、多様な経過があることが特徴です。この経緯を類型化すると次の5類型になります。

- 類型1 児童相談所長申立て→FPIC  
3例(父母不明、虐待)
- 類型2 児童相談所長申立て→親族後見人辞任→FPIC  
5例(高齢、本人との関係不良)
- 類型3 親族申立て→親族後見人+FPIC(共同後見)  
7例(親の死亡、財産管理不十分、本人の相続放棄)
- 類型4 親族申立て→親族後見人→FPIC 後見監督人  
2例(財産管理不十分、その指導)
- 類型5 親族申立て→親族後見人→親族後見人辞任→FPIC  
4例(報告書不提出、後見人疾病)

(4)申立時の未成年者の生活状況は乳児院・養護施設等が6人であり、他15人は親又は親族方で生活しています。

### 3 後見人の活動の実際

FPICでは、後見人を受任しますと、会員2人を担当者に指名し、未成年者のニーズに応じて、例えば、次のような後見事務を行っています。

- (1)財産管理・その指導
- (2)関係機関との連携・調整(市町村、児童相談所、福祉・医療施設、学校)
- (3)一人暮らしの生活支援
- (4)契約締結の同意(賃貸借契約、就業契約)
- (5)住居探し、就職先探し
- (6)少年事件を起こした際の保護者の役割
- (7)進路、生活、交友の悩み等の相談・支援

※(4)(5)は保証人等の問題があり、その対応に苦慮しています。

#### 4 ケースを通じて支援活動を見てみましょう

なお、プライバシー保護のため、ケースは実際のとおりではありません。

(1)【恵まれぬ生い立ちにめげることなくひたむきに努力する少女】

申立人は児童相談所長。きょうだいの姉18歳。父は早く亡くなり、親権者母も病死して妹と共に養護施設で生活していた。この二人に既に後見人(法人)がついていたが、妹の生活態度がやや不安定で後見人は辞任し、FPICが新後見人となった。親からの財産が若干あり、担当者は当初、その管理が主たる職務と考えていた。身上監護はもっぱら養護施設が引き受けていたが、手厚い処遇に担当者の施設への信頼は大きいものがあつた。姉は成績良好で熱心に勉強して大学に合格した。大学に4年間行くだけの財産はなかったが、某企業の給付型奨学金を得ることができた。担当者は施設職員と密な連携を取りながらひたすら未成年者2人の心情の理解に努め、将来の生活を語り合い、励まし続け、良好な関係を維持し、姉は無事成人を迎えた。当初から財産管理だけしっかりやればよいとの見立てがあつたが、身上監護にも養護施設職員から実情を聞き、意見交換するなどして施設と密な連携を図りながら積極的に関与した。担当者は2名。未成年者との信頼関係が深まる中、未成年者が前向きに努力していく姿に感動したと述べている。

(2)【独居する不安定な高校生活に悩みながらも何とか立ち立した少年】

申立人は児童相談所長。16歳。高校在学中であつたが、不登校気味で、生活安定せず。父親と母親は所在不明。本人は生活保護で生活していた。担当者は当初から本人の生活の安定、登校しての高卒資格の獲得、進路の明確化等を本人と共有していたが一進一退が続き、担当者は心が折れそうになつた時もあった。外観的に見ると本人はやる気があるのかなのか不分明な印象を与えるが、内心何とかしたいとの意欲も持っているように見えた。しかし、2年次に突然高校を中退してしまつた。その後本人は高卒資格をどうしても欲しいと決意して高卒認定試験に挑戦するための勉強を始め、20歳目前で合格した。

大学は行かずに正式に就職したいと熱望し、就職面接に行きたいと希望するが、所持する衣類はTシャツやポロシャツのみ。担当者はスーツ、ネクタイ等一式を用意して面接に送り出し、採用されたところで成人を迎え、後見人の職務は終了した。担当者2名は本人との交流に万全を期し、家庭訪問や夜間の面接も重ね、担当者は身につけた技量・見識のすべてをかけて本気であつたことが通じたと

語つた。

(3)【長い施設生活の中でもまっすぐに生きる少年】

申立人は児童相談所長。両親の離婚で親権者父となり、きょうだいで祖父母方に。しかし、父は病死した。祖父母は乳幼児の養育に疲れ果てており、叔父が後見人となり本人らきょうだいは同人方に引き取られた。叔父は躰と称して厳しく接し体罰も加えていたが、ある日上の子が亡くなった。直ちに後見人は解任され、本人は幼少で養護施設に措置入園となり、同時に新たにFPICの推薦を受けた会員が後見人に選任された。以後本人は養護施設での生活をしている。素直で優しい性格を持ち、5歳時に本人よりも後から措置された幼少の男児を弟のように可愛がつた。本人は幼稚園時に野球クラブに入り、今も野球に燃えている。現在高校生であるが、学校に野球部がないことから、野球選手を目指す若者が入るクラブに入り、高校生活を送りながら、週3日の練習に参加し、週末は練習試合、夏冬の休みは合宿に参加する野球漬けの日々を送っている。担当者は受任以来月1回の訪問を欠かさず、授業参観、運動会、学芸会等の行事に参加し、本人の悩み・困りごとにはその都度相談にのっている。2年あまりで高卒を迎えるが、卒業後の進路をどうするかが今後の課題である。本人はこれまでの人生のほぼ全てを施設で暮らしてきたことになるが、中卒時に本人が書いた作文に「僕が今まで会った大人はみんな良い人ばかりだつた。」という一節があつた。本人に接した大人たちの熱い心の反映であろう。父親の遺族年金の受給が続き、財産管理も重要な仕事である。

#### 5 おわりに

未成年後見の狙いは未成年者の健康に留意するのみでは足りず、心の健やかな成長を特に重要視する視点の広さと、<子の最善の利益>を確保するための専門的な素養と意欲が求められます。本人たちは親族に依存や依拠できない状態で、個々に孤独、喪失感、自立への不安、不信感、劣等感、諦め等を抱えていることも多く、少しでも前向きに今の自分や将来のこと等を考えるよう支援することに苦勞します。担当者は未成年者の成長可能性を信じ、本人に寄り添い、相互の信頼関係が深まるように努め、本心を明かしてくれることを願います。また、養護施設等の関係機関との連携を図り、生活等の実情把握と意見交換を積極的に行うことも重要であると考えます。

# 監督付き面会交流及び受渡しサービスの長期的な利用の分析 —カナダ・オンタリオ州における研究—

カナダは世界に先駆けて多文化主義を取り入れた国であり、1918年という早期に女性参政権を認め、ジェンダー平等にも積極的に取り組んできました。オンタリオ州（州都トロント）は中東部に位置し、カナダ全土の人口の3分の1が集中する、GDP国内1位、まさに政治経済の中心地です。同地の面会交流の監督付きサービスは制度的な違いが日本とはありますが、トロント大学サイニ教授の研究論文に触れ、お会いする機会もありましたので、紹介します。

## 1 監督付き面会交流及び受渡しプログラムの背景

カナダでは1968年の離婚法により、姦通以外では認められなかった離婚に初めて破綻が取り入れられ、1985年改正で、別居が少なくとも1年継続している場合には離婚が認められ、婚姻破綻の有責性は問われなくなりました。ただし、離婚するには家庭裁判所の承認が必要であり、面会交流については裁判所が親子の最大接触の原則を配慮します。既に別居している夫婦は、1年間が経過していても、監護権、面会交流権および養育費についての申立てができます。

北米、ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランド等の裁判管轄下においては、子どもを中心とした環境の下で、安全かつ中立的に別離後の親子交流を促進していくために、監督付き面会交流プログラムが広く実践されてきました。裁判所で争っている家族にとって、何らかのリスクがある場合には必須のサービスとなっており、裁判所も子の監護紛争において、このサービスにますます依存的になっているといえます。監督付き面会交流は、短期的かつ一時的な第三者の介入と考えられていますが、実際には長期利用となっていることがあり、こうした長期利用家族の特徴を明らかにするとともに、家族にかかわるための利点と課題も明らかにし、将来の政策、実践、関係機関の連携への提言にも役立てようというのがこの研究です。

面会交流や受渡しの監督は、家庭内紛争がある家族にとっては重要なサービスであり、一般的には裁判所命令によります。両親の合意による場合もありますが制度上、裁判所の決定を経ていきます。そして、裁判所命令によっても、実際のサービス利用は自発的にする形になっています。監督付き面会交流（以下、監督付き面会と表記）は、子が非監護親と過ごすために安全に配慮された環境で行われ、研修を受けた専門家やボランティアの監督下で行われます。監督つき受渡し（以下、受渡しと表記）は、受渡し時に双方の親が接触することを制限することによって、子の受渡しをすることです。監督付き面会交流の基本的な目標は潜在的な危険から子を保護する安全が最優先なので、サービス実施機関には、両親が子を送迎する時刻をずらしたり、研修・教育を受けた専門家やボランティアが親子の交流を監督すること、専門的な実施機関であること等が求められます。更なる安全対策として、施錠できるドア、警報システム、スタッフによって装着される安全ネックレス、警察への

直接通報、両親別々の出入り口等もあります。

また、サービス実施機関は、クライアントに対する治療的な介入にならないよう、どちらにも肩入れをしない中立的な態度でスタッフが振る舞うことで、監督付き面会交流の質を保っています。

## 2 行政統計データの量的分析

監督付き面会交流プログラムはオンタリオ州全地区の裁判管轄に存在し、約100か所の実施場所があり、38の非営利団体により運営されています。研究者は、司法省が全38のサービス実施機関から収集した2001年から2013年までの14,989件のデータ（事案が特定できない形のもの）について、提供を受けて分析しています。全ケース中、76.3%が監督付き面会で、27.7%が受渡しでした（数値は原文のまま）。初回時の子の平均年齢は6歳で、0.4歳から19歳までの幅があります。プログラムを利用する以前の段階で、非監護親の44.8%は子と面会をしておらず、26.6%は他の第三者による監督付き面会交流を行っていました。24.0%は監督なしで子と面会し、4.4%はそれ以外の取決め（例えば電話連絡のみ）がありました。

サービスの利用理由として監護親は、配偶者暴力（25.8%）、子の虐待（15%）、薬物依存（11.7%）、未解決の両親間紛争（11.5%）、非監護親の養育能力の欠如（11.2%）、長期途絶（10.2%）、精神疾患（4.5%）、連れ去りの怖れ（2.4%）、面会交流妨害（1.2%）を挙げ、他方、非監護親は、未解決の両親間紛争（26.5%）、長期途絶（17.2%）、配偶者間暴力（12%）、面会交流妨害（9.8%）、薬物依存（6.7%）、子の虐待（5.1%）、養育能力（4.5%）、精神疾患（3.4%）、連れ去りの怖れ（0.8%）を挙げていました。

サービス実施機関における監督付き面会は、一般的には約2.5時間の長さで隔週行われますが、非監護親と子が過ごす時間の平均は2.21時間でした。他方、受渡しの場合に非監護親と子が過ごす時間の平均は26.42時間でした。

家族のプログラム利用期間は、1年未満から12.9年までの幅ありましたが、初回から最後の面会交流までの平均期間は304日でした。監督付き面会の平均利用期間は280日ですが、受渡しは382日で、受渡し利用者の方が、監督付き面会利用者より長くサービスを利用していること

が示されました。

3か月以内に利用を終えたのは、監督付き面会利用家族が77.9%で、受渡し利用者は22.1%でした。3か月以上1年以内の群では、監督付き面会が79%、受渡しが21%、1年以上2年以内の群では監督付き面会が71.7%、受渡しが28.3%、2年以上利用している群では、監督付き面会が64.4%、受渡しが35.4%となりました。

長期の利用者は、受渡し利用者が有意に多く、また、別居に関する合意をしており、家族に関する臨床的診断を過去に受けているという傾向がありました。

また、初回利用時の子の年齢が高いと長期利用になる傾向や、子に特別なニーズがあると長期利用になる傾向もありました。

オンタリオ州のプログラムのサービス利用料は司法省のガイドラインに基づき所得に応じて算定され、年払い、月払い、四半期払い、各回払いの方法があります（免除されることもあります）。実施機関にはサービス実施のコストが助成されます。この研究で、サービス利用期間と監護親、非監護親が支払っている料金との顕著な関連が見られました。長期利用になるほど、家族が支払っている料金が少なく、支払方法にも、年払いをしている家族は1年以上のサービス利用の場合に多く見られ、各回払いの家族は3か月以下のサービス利用に多く見られました。一方、支払い免除の場合、両親いずれにおいても、サービス利用期間に及ぼす影響は見られませんでした。

監督つきサービスの利用の長期利用が少なくなる傾向を見ると、非監護親がインテーク時にサービス利用に合意している場合に多く見られました。その一方で、インテーク時に進行中の訴訟があった場合、児童保護機関が関与している場合、刑事訴追が留保されている場合、配偶者暴力が報告されている場合、保護命令が出ている場合も、長期利用が少なくなる傾向があったのです。注意しなくてはならないのは、リスク要因が解消されたのかどうか、サービスの利用を早期に中断したのか、または特別な手立てを利用者が見つけたのかどうかは、明らかにならなかったことです。

### 3 長期利用に関するサービス実施機関の見解

オンタリオ全地区の45人のコーディネーターを対象にインタビューを実施して長期利用に関する見解を把握しました。コーディネーターとは、政府出資のサービス実施機関において、サービスの最前線に立つ管理者で、経験年数は様々ですが、監督付き面会交流や関連分野において豊富な経験を有し、長期利用のクライアントに関わった経験がある人たちです。彼らの大半は、1年以上2年にわたって利用している家族を長期利用者というように述べており、1年以下の利用者と比較して、メンタルヘルスの問題を示しやすいこと、薬物依存の問題を有していること、両親間の紛争があることを指摘しています。長期利用のクライアントは、監督付きサービスの必要性を再検討するために弁護士を雇って再度裁判を行う経済的基盤に欠け、サービスから次の段階に移行するために必要なステップを踏む意

欲に欠けているというコーディネーターもいました。利用する家族たちはプログラムを利用していることに満足しており、サービスが提供する安全性と予測可能性に価値を見出し、サービスが利用できなくなると不安になるし、そうすると安全や親子関係に関する気持ちにも影響が及ぶという親たちがいるといいます。多くの利用者たちの不安は、サービスを利用し始めたときに存在していたものと思われ、長期利用者はその不安を追い払うことができないようです。

コーディネーターたちは、長期利用のメリットは、プログラムを利用しなければ得られない、子が非監護親と交流する機会を提供することにあると指摘する一方で、対照的に、長期利用が続くことでプログラム外で子と非監護親の関係性を発展させていくことを損ねていると指摘するコーディネーターもいます。「2,3週間に1度、2~3時間程度だけ親と会っている子は、毎日の生活の中で会っている親と有しているつながりと同じようなつながりを持つことはできないのではないか」という意見もあります。

また、長期間にわたって家族と関わることで、実施機関との関係性が築かれ、中立性の問題が課題になると指摘するコーディネーターもいます。

さらに副次的な効果としては、長期利用クライアントが新規利用クライアントにとってピアサポーターやロールモデルとなり、新しく利用する子にとっては、『両親が顔を合わさないのは自分たち家族だけではなく、そうすることで両親の紛争の外にいられる』と認識できるメリットがあると指摘する意見もありました。

### 4 研究による提言

サイニ教授は、今回の研究に加味されていない利用者側の視点を加えた更なる研究や、配偶者間暴力や保護命令が存在するケースにプログラム利用期間が短くなる傾向が見られた要因についての研究、また長期利用の傾向があるメンタルヘルスや薬物依存の課題がある場合及び子に特別なニーズがある場合の地域社会資源の必要性を指摘しています。そして裁判所や他の関係機関には、監督付き面会交流を勧告する際には、明確な卒業計画を考慮する必要があると提言しています。

日本でも面会交流支援実施機関は増えてきていますが、公的な助成は限られています。増加する長期利用ケースを抱える支援実施機関の体力、乏しい面会交流実施場所、良質な支援をするための研修・教育と支援担当者増のための努力は深刻な問題となっています。

Saini, Newman & Christensen(2017) When supervision becomes only plan: An analysis of long term use and exchange services after separation and divorce. Family Court Review 55(4)

参考文献: 小川富之監修 「ハーグ条約の実施に関する親権・監護権に関する外国法令の調査報告書 カナダの親権・監護法制」 酒井はるみ 「カナダ・オンタリオ州の家族制度を探る」比較家族史研究 第28号(2014年3月31日)

# 宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。

消防団の方々と  
防災学習!



一輪車に乗れるようになりました～!



桜の若木が  
こんなに育ったよ♪



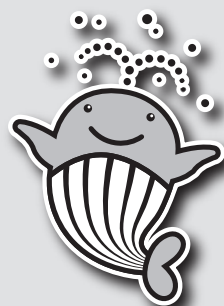
みんなで仲良く  
読み聞かせ!



街を華やかに  
彩ります♪



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、  
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、  
みなさまの暮らしに役立っています。



一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や  
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。